様式第六（第五十五条関係）

特定商取引に関する法律第五十八条の十四第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために購入業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

⑴　この書面を受領してその内容について説明を受けた日から８日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
⑵　クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を発した時から生じます。
⑶　その際、クーリング・オフの効力を第三者に対抗することができます。ただし、第三者がクーリング・オフされた旨又はクーリング・オフされることがある旨を知らず、かつ知らないことについて過失がないときは、この限りではありません。
⑷　購入業者はクーリング・オフに伴う損害賠償又は違約金の支払を一切請求することができません。
⑸　物品の代金を既に受け取っているときは、その代金の返還に要する費用は購入業者の負担になります。
⑹　物品の引渡しが既にされているときは、購入業者は速やかにその物品を返還しなければなりません。

＜クーリング・オフの対象となる契約＞
契約者名：
契約締結日：
契約内容：
契約金額：

購入業者の名称　　印
住所
電話番号
担当者氏名

様式第六（第五十五条関係）

特定商取引に関する法律第五十八条の十四第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために購入業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

⑴　この書面を受領してその内容について説明を受けた日から８日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。
⑵　クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。
⑶　その際、クーリング・オフの効力を第三者に対抗することができます。ただし、第三者がクーリング・オフされた旨又はクーリング・オフされることがある旨を知らず、かつ知らないことについて過失がないときは、この限りではありません。
⑷　購入業者はクーリング・オフに伴う損害賠償又は違約金の支払を一切請求することができません。
⑸　物品の代金を既に受け取っているときは、その代金の返還に要する費用は購入業者の負担になります。
⑹　物品の引渡しが既にされているときは、購入業者は速やかにその物品を返還しなければなりません。

＜クーリング・オフの対象となる契約＞
契約者名：
契約締結日：
契約内容：
契約金額：

購入業者の名称　　印
住所
電話番号
担当者氏名

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。